

## 1.18. 労働安全衛生法の新たな化学物質規制

厚生労働省は、化学物質による労働災害を防ぐため、2023年（令和5年）4月1日から「新たな化学物質規制の制度を施行するとしました。

その趣旨は、「国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の遅発性疾患を除く。）は年間450件程度で推移しており、がん等の遅発性疾患も後を絶ちません。

これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度が導入されました。」として、以下の項目において対策の実施が義務化されています。

### 1-1 ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物※）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次追加される。このうち、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリーで比較的強い有害性が確認された234物質がラベル表示等の義務対象に追加された。**2024 (R6). 4. 1 施行**

※リスクアセスメント対象物：

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

### 1-2 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

#### (1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

① 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にすること。**2023 (R5). 4. 1 施行**

- i 代替物等を使用する
- ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する
- iii 作業の方法を改善する
- iv 有効な呼吸用保護具を使用する

② リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下とすること。

**2024 (R6). 4. 1 施行**

#### (2) (1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

①に関する部分：**2023 (R5). 4. 1 施行**、(1)②に関する部分：**2024 (R6). 4. 1 施行**

(1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

ただし、がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質）は30年間保存。

#### (3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

(1)①のリスクアセスメント対象物以外の物質も、労働者がばく露される程度を、(1)① i ~ iv

の方法等で、最小限度にするように努めること。2023 (R5) . 4. 1 施行 (努力義務)

### 1-3 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質と当該物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させる。2023 (R5) . 4. 1 施行 (努力義務)

- ① 健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者には 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する

2023 (R5) . 4. 1 施行 (努力義務)、2024 (R6) . 4. 1 施行 (義務)

- ② 健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者 (①の労働者を除く) には、 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する。2024 (R6) . 4. 1 施行 (努力義務)

### 1-4 衛生委員会の付議事項の追加

衛生委員会の付議事項に、1-2(1)と1-8(1)に関する以下①～④の事項を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付け※。

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること

2023 (R5) . 4. 1 施行

- ② 濃度基準値の設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること

以下②～④ : 2024 (R6) . 4. 1 施行

- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

- ④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

※ 衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場も、労働安全衛生規則 (安衛則) 第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設ける。

### 1-5 がん等の遅発性疾病の把握強化 2023 (R5) . 4. 1 施行

化学物質を製造し、または取り扱う同一事業場で、1年以内に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、その罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴かなければなりません。また、医師がその罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、その労働者の従業務の内容等を、所轄都道府県労働局長に報告する。

### 1-6 リスクアセスメント結果等に関する記録の作成と保存 2023 (R5) . 4. 1 施行

リスクアセスメントの結果と、その結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間 (ただし、最低3年間) 保存する。

### 1-7 労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示 2024 (R6) . 4. 1 施行

労働災害の発生またはそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、その事業場で化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、事業場の事業者に対し、改善

を指示することができる。

改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（厚生労働大臣告示で定める要件を満たす者）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認と望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、1か月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施すること。

## 1-8 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務（健康診断等）

### (1) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露低減措置等の一環としての健康診断の実施・記録作成等 2024 (R6) . 4. 1 施行

リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等（医師または歯科医師）が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じること。

- ・1-2(1)②の濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施すること。
- ・上記の健康診断を実施した場合は、その記録を作成し、5年間（がん原性物質に関する健康診断は30年間）保存する。

### (2) がん原性物質の作業記録の保存 2023 (R5) . 4. 1 施行

リスクアセスメント対象物のうち、労働者ががん原性物質を製造し、または取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の作業歴を記録し、その記録を30年間保存すること。

## 2-1 化学物質管理者の選任の義務化 2024 (R6) . 4. 1 施行

### (1) 選任が必要な事業場

- リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）
- ・個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。
  - ・一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外。
  - ・事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能。

### (2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

- ・リスクアセスメント対象物の製造事業場：専門的講習※の修了者
- ・リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場：資格要件なし（専門的講習等の受講を推奨）

### (3) 職務

- ・ラベル・SDS等の確認
- ・化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- ・リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- ・化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- ・ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- ・リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

## 2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化 2024 (R6). 4. 1 施行

### (1) 選任が必要な事業場

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

### (2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

### (3) 職務

有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務

## 2-3 雇い入れ時等教育の拡充 2024 (R6). 4. 1 施行

危険性・有害性のある化学物質を製造し、または取り扱う全ての事業場で、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行う。（特定の業種での一部教育項目の省略の認可規定廃止）

## 2-4 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大 2023 (R5). 4. 1 施行

安衛法第60条の規定で、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導または監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならない。

その対象業種に、以下の業種が追加された。

- ・ 食料品製造業

食料品製造業のうち、うま味調味料製造業と動植物油脂製造業は、すでに職長教育の対象です。

- ・ 新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業

## 3-1 SDS等による通知方法の柔軟化 2022 (R4). 5. 31 (公布日) 施行

事前に相手方の承諾を得ずに、以下の方法で通知が可能

- ・ 文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- ・ FAX送信、電子メール送信
- ・ 通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

## 3-2 SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新 2023 (R5). 4. 1 施行

SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」を、定期的に確認し、変更があるときは更新しなければなりません。更新した場合は、SDS通知先に、変更内容を通知すること。

※ 現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等も、同様の更新と通知が努力義務とされた。

SDS発行者は5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認し、変更があるときは、確認後1年以内に更新。変更をしたときは、SDS通知先に対し、変更内容を通知。

## 3-3 SDS等による通知事項の追加と含有量表示の適正化

SDSの通知事項に新たに「（譲渡提供時に）想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加された。

SDSの通知事項である、成分の含有量の記載について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、重量

パーセントの記載が必要となった。

※ 製品により、含有量に幅があるものは、濃度範囲の表記も可能。

また、重量パーセントへの換算方法を明記していれば重量パーセントによる表記を行ったものとみなされる。

### 3-4 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化 2023 (R5). 4. 1 施行

安衛法第31条の2の規定で、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性と有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならない。

この措置の対象となる設備の範囲が広がり、化学設備、特定化学設備に加えて、SDS等による通知の義務対象物の製造・取扱設備も対象となった。

## 4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外 2023 (R5). 4. 1 施行

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場は、その認定に関する特別規則（特定化学物質障害予防規則等）について個別規制の適用を除外し、特別規則の適用物質の管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができる。

## 5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和 2023 (R5). 4. 1 施行

有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、その実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回に緩和された。（スチレンは特定化学物質の第2類物質で「特別有機溶剤等」にあり、特別管理物質とされている）

## 6 作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化 2024 (R6). 4. 1 施行

### (1) 作業環境測定の評価結果が第3管理区分に区分された場合の義務

① 当該作業場所の作業環境の改善の可否と、改善できる場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴くこと。

①の結果、当該場所の作業環境の改善が可能な場合、必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行い、結果を評価する。

### (2) (1)①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合と(1)②の測定評価の結果が第3管理区分に区分された場合の義務

① 個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

② ①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。

③ 保護具着用管理責任者を選任し、(2)①、②及び(3)①、②の管理、作業主任者等の職務に対する指導（いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。）等を担当させること。

④ (1)①の作業環境管理専門家の意見の概要と、(1)②の措置と評価の結果を労働者に周知すること。

⑤ 上記措置を講じたときは、遅滞なくこの措置の内容を所轄労働基準監督署に届出を提出する

こと。

**(3) (2)の場所の評価結果が改善するまでの間の義務**

- ① 6か月以内ごとに1回、定期的に、個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② 1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。

**(4) その他**

- ① (2)①と(3)①で実施した個人サンプリング測定等による測定結果、測定結果の評価結果を保存すること（粉じんは7年間、クロム酸等は30年間）。
- ③ (2)②と(3)②で実施した呼吸用保護具の装着確認結果を3年間保存すること。